六十二　国税徴収法施行令第三十一条（同令第三十二条及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出する書面
六十三　租税特別措置法第四十一条の二の二第五項に規定する申請に係る書面
六十四　租税特別措置法第七十条の四第一項第四号の規定により提出する届出書
六十五　租税特別措置法第七十条の六の四第三項第五号の規定により提出する届出書
六十六　租税特別措置法第七十条の七第四項第十二号の規定により提出する届出書
六十七　租税特別措置法第七十条の七の二第三項第十二号（同法第七十条の七の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書
六十八　租税特別措置法第八十八条の七第七項に規定する報告に係る書面
六十九　租税特別措置法第九十条の五第四項の規定により提出する届出書
七十　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の七第九項の規定により提出する書類
七十一　租税特別措置法施行令第四十条の八第三十四項の規定により提出する申請書
七十二　租税特別措置法施行令第四十条の八の二第四十一項（同令第四十条の八の三第十七項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書
七十三　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十条第一項の規定により提出する申請書
七十四　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第十一条第二項の規定により提出する申請書
七十五　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第十四条第二項の規定により提出する申請書
七十六　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十四号）第三条第一項又は第三項（同令第三条の二第二項又は第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書
七十七　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令第三条の二第一項の規定により提出する申請書
七十八　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令第三条の三第一項の規定により提出する申請書
七十九　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号）第三条第二項の規定により提出する申請書
八十　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百二十八号）第一条において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令第三条第一項若しくは第三項（同令第三条の二第二項又は第三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定により提出する申請書
八十一　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）第十六条第二項の規定により提出する届出書
八十二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第十一項の規定により提出する届出書

○農林水産省告示第八百八十五号

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　工事の区域
徳島県太合右岸地すべり防止区域（昭和三十四年七月十四日農林省告示第六百五十二号による指定）
徳島県川上地すべり防止区域（昭和三十四年七月十四日農林省告示第六百五十二号による指定）
徳島県白枝谷地すべり防止区域（平成十五年二月二十五日農林水産省告示第百八十五号による指定）
二　工事完了の日
平成二十八年三月三十一日

○国土交通省告示第五百四十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
株式会社ジェイ・イー・サポート　広島県広島市中区八丁堀十五番八号
二　変更する年月日
平成二十八年四月十一日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
東京支店　東京都千代田区神田富山町二十二

○国土交通省告示第五百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三ヶ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字深谷町
字若山　一二番二　一号
一〇番　二号
三五番一　三号
八番　四号及び五号
四一番一　六号
四〇番　七号及び八号
四三番　九号
四五番一　十号
三八番　十一号
三一番一　十二号
二九番　十三号
一八〇番　十四号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中白糠沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県下北郡東通村大字白糠
字向流
四一番一地先道路敷　一号
四一番一　二号
四七番一　三号
七〇番　四号
六一番　五号
五〇番　八号
四八番　十号
三九番三地先道路敷　十四号
字水上鳥居沢
一番一　六号
一番四二　七号
一六〇番　九号
一五〇番三地先道路敷　十一号
一四六番一地先道路敷　十二号
一四五番一地先道路敷　十三号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
稲生沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域